



国自貨第36号の2
平成24年6月26日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

自動車局貨物課長



東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について

標記について、別添のとおり東北運輸局自動車交通部長あて通知したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に周知徹底方願います。

(別添)
国自貨第36号
平成24年6月26日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について

「東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について」(平成23年4月5日付け国自貨第13号)により、東日本大震災の被災地域に営業所を有する事業者に対する緊急時の対応として、当該営業所に係る貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)の規定に基づく認可又は届出については、平成23年6月30日までの間、その手続きの猶予等を行い、さらに、「東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について」(平成23年6月21日付け国自貨第45号、平成23年12月20日付け国自貨第57号)により、手続きの猶予等の期間を平成24年6月30日まで延伸したところである。

当該取扱は、津波被害の甚大な地域または東京電力福島第一原発事故による警戒・避難区域の被災事業者について、法第9条に基づく事業計画の変更認可申請または届出の手続きを行うことが困難な状況であると認められたことから、申立に基づき仮営業所等での事業実施を認めてきたものである。

6月12日現在、申立を受けた仮営業所はなお106件あり、その運営は震災直後の混乱から一定程度回復してきている一方、依然として被災した事業計画上の営業所での事業実施が困難な事業者が少なからず存することにつき、報告されているところである。

については、当該事業者の輸送の安全を確保する措置として、当該仮営業所について事業計画の変更認可に係らしめるよう下記の要領により対応することとされたい。

記

1. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請事案等の処理方針について(平成15年2月28日付け東北運輸局公示第127号、以下「処理方針」という。)」等について、今月中に一部改正の公示を行い、事業計画変更認可を9月中目途に終了することとし、それまでの間は現在仮営業所での事業実施を行っている者については、引き続き当該仮営業所での事業実施を認めることとする。
2. この場合、上記106件の仮営業所については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について（平成15年2月14日付け国自賃第77号）」における「1. (4) ①ただし書」の基準の範囲を超えて差しつかえない。
また、「「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成15年2月14日付け国自賃第80号）」における「1 (1) ①について」は、「・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。」及び「・その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。」とし、賃貸借契約書の契約期間等を問わず、使用権原を判断して差しつかえない。((4) ④について及び (5) ③についても同様である。)
3. なお、現行の処理方針に基づき事業計画の変更認可申請または届出が可能な状況となったときは、速やかにその手続きを行うよう指導されたい。